

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第2号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽石 義 則
岩手県監査委員 神崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立一戸病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和元年10月8日
 - (2) 本監査実施日 令和元年11月29日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年1月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが11件、143,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 特殊勤務手当について、令和元年11月18日に返納を完了した。今後は、手当を重複して支給することのないよう、医師の診療予定を複数回確認し、再発防止に努めることとした。
イ 物品の管理に当たり、固定資産台帳と現物が一致しないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 固定資産台帳については、現物確認を実施し整理を行った。毎年、現物確認を行い、再発防止に努めることとした。